

保育所等入所 Q&A

宇城市

子ども未来課 保育園係

☎0964-32-1404

求職活動中でも申込みできますか？

申込みは可能です。

ただし、「求職活動」を理由に入所した場合、入所できる期間は3か月間です。この期間中に雇用証明書を提出していただくと、継続して入所できるようになります。

出産の間、上の子を入所させることはできますか？

申込みは可能です。

「産前産後」を理由に入所する場合、入所できる期間は出産（予定）日の前後8週です。この期間が満了すると、原則退所となります。

例 8月4日出産予定の場合
予定日の8週前：6月9日
予定日の8週後：9月29日
→入所できる期間
6月1日～9月30日

生後何か月から入所できますか？

公立保育園では生後6か月のお子様からお預かりしています。

私立保育園では明確な定めはありませんが、基本的に「首がすわっていること」が入所の条件です。

ただし、園の状況やお子様の状態によっても異なりますので、ご希望の園にご相談ください。

育児休業から復帰するのですが、いつから入所できますか？

育児休業から復帰する日の前月分から申込みできます。

なお、入所が決定した場合は、育児休業復帰後に「復帰証明書」を提出していただく必要があります。

月の途中から入所できますか？

月途中での入所はできません。毎月1日付けの入所決定となります。

1日付けの入所が決定した場合で、お子様自身やご家庭の状況によって実際の利用開始日を遅らせたいなどのご希望があれば、利用する園にご相談ください。

ただし、保育料の減額はありません。

宇城市外に住んでいますが、申込みできますか？

利用開始日（毎月1日）までに宇城市へ転入予定の場合は、申込みが可能です。申込書に「転入確約書」を添付してご提出ください。

ただし、住民票の異動が間に合わない場合、入所の決定は取消しとなりますのでご注意ください。

宇城市外の保育所等に入所できますか？

希望する保育所等が保護者の勤務先の近くにある、通勤途中にあるなどの条件を満たせば、申込みは可能です。

事前に希望園や所在自治体に空き状況や条件をご確認のうえ、宇城市に申込書を提出してください。

ただし、所在自治体の児童が優先されるため、市外児童の優先順位は低くなります。

申込書には希望施設の欄が3つありますが、全て記入する必要がありますか？

必ず3つ記入する必要はなく、入所を希望する施設が1つのみの場合は記入も1つのみで構いません。

<p>きょうだい2人を同時に申し込む場合、雇用証明書などは2組必要ですか？</p> <p>申込書はお子様1人につき1枚必要ですが、雇用証明書等の添付書類は1組で構いません。</p>	<p>きょうだい2人を同時に申し込んで、1人だけ入所できないことがありますか？</p> <p>きょうだい同時申込みの場合、お子様1人ずつに「入所の条件」を設定できます。</p> <p>条件を組み合わせることをご希望に応じた設定が可能ですのでご相談ください。</p> <p>例 同じ園に同時に入所できる場合のみ入所する、違う園でも同時に入所できれば入所する、など。</p>	<p>申込書を提出した後に、希望園を変更することはできますか？</p> <p>申込書の提出期限までは可能です。その後の変更は、翌月の判定会から反映されます。</p> <p>ただし、事前に見学を行っている園に限ります。</p>
<p>転園できますか？</p> <p>可能です。新規入所と同様に、再度申込みを行ってください。</p> <p>ただし、判定会での選考となりますので、希望園に空きがない場合や入所可能人数を超えた申込みがあった場合は転園できないことがあります。</p> <p>転園が決定するまでは、現在利用している園にそのまま通うことができます。</p>	<p>現在認定こども園の教育部分に通っていますが、保育部分に変更できますか？</p> <p>同じ園の保育部分への変更であっても、再度入所申込みが必要です。</p> <p>また、新規入所と同様に判定会での選考となりますので、保育部分に空きがない場合や入所可能人数を超えた申込みがあった場合は変更できないことがあります。</p>	<p>判定会ではどのように入所児童を決めるのですか？</p> <p>ご家庭や申込みの状況から「保育の必要度」を点数化し、点数の高いお子様から入所決定します。点数は、保護者の勤務時間や療養状況などを点数化する「指数1」と、育休復帰やきょうだい同時申込みなどの加点である「指数2」の合計です。</p> <p>ただし、入所可能人数が0人の場合は、点数に関わらず入所できません。</p>
<p>申込書の提出が早い方が、判定会で有利になりますか？</p> <p>申込書の提出順は判定に影響しません。</p> <p>ただし、点数化された入所優先度が同点である場合の判定基準の中に「入所希望月が早い児童を優先する」という項目もあるため、入所希望月自体を早める・遅らせる場合は、影響する可能性があります。</p>	<p>保留通知は毎月もらえますか？</p> <p>判定の結果、保留となった場合は毎月お送りします。</p>	<p>入所保留となった場合、翌月分の申込書を再度提出する必要がありますか？</p> <p>提出の必要はありません。自動的に翌月の判定会で再度選考されます。</p> <p>ただし、有効期限は提出した年度の3月入所判定会までであるため、翌年度の4月入所分以降は再度提出していただく必要があります。</p>